

規制改革推進会議（第8回） 議事概要

1. 日時：平成28年12月22日（木）9:59～10:59

2. 場所：4号館第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、野坂美穂、
長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、吉田晴乃

（政府）務台大臣政務官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官、松永内閣審議官
（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、佐藤参事官、中沢参事官、
西川参事官、佐脇参事官、渡邊参事官

（説明者）観光庁 蝦名観光庁次長、西海観光産業課長

厚生労働省 長田医薬・生活衛生局企画情報課長、山口官房総務課企画官

4. 議題：

（開会）

1. 民泊サービスについて
2. 規制改革ホットラインについて
3. 公開ディスカッションの実施について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。第8回目の「規制改革推進会議」を開催いたします。

本日は江田委員、高橋委員、古森委員、八代委員が御欠席です。

山本大臣は、別件のため御欠席です。

本日は民泊法案の調整状況について、観光庁よりヒアリングを行い、次に、各規制改革ホットラインに提案された事項の審査、最後に来年2月に実施を予定しております公開ディスカッションのテーマを決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は務台政務官にも御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、議題1「民泊サービスについて」です。

本日は民泊サービスの検討状況についてお伺いするため、観光庁から蝦名邦晴次長、西海重和観光産業課長。厚生労働省から長田浩志企画情報課長、山口高志官房総務課企画官にお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは、資料1をもとに観光庁より御説明をお願いいたします。

○蝦名観光庁次長 観光庁次長の蝦名でございます。

御説明を申し上げます。

資料1、1ページをお開きいただきたいと思います。6月に決めていただきました規制改革会議での報告をもとに、民泊に関するスキーム図ということでございます。昨今の状況を踏まえまして住宅提供者、特に家主が居住されているタイプ、家主不在型のタイプ、いずれも提供者による届け出あるいは管理者の登録といった形で、しっかりとした管理をしていくという仕組みをつくるということ。それから、仲介事業者の方々も登録をしていただいて、これについても一定の行為規制をかけた上で、しっかり管理をしたスキームを基本に検討をしているところでございます。

2ページ目、現在の検討状況でございます。幾つかの論点ごとに御説明をしたいと思います。

1つは①にございますが、年間提供日数制限の設定及びその提供日数の定義・設定といったことについてでございます。ここにつきまして規制改革実施計画では、年間提供日数などが一定の要件を満たすことということで、年間提供日数の上限などが考えられるが、既存のホテル・旅館とは異なる住宅として取り扱えるものとするべきであり、年間提供日数の制限を半年未満180日以下の範囲内で適切な日数を設定する。こういった考え方が示されているところでございます。

特に①にあります提供日数の制限に関しましては、現在、関係団体からさまざまな御意見が出ております。1つは年間の180日以下の適当な日数にするという6月2日の閣議決定にのっとってそのように決めてくれ、法律上、明記してほしいという御意見でございます。

他方で、少なくとも年間180日の営業が可能な制度として創設して、これを法律上、明記をしてくださいということで、180日以下という話と、最低でも180日といった御意見が拮抗している状況でございます。

②の提供日数の考え方につきましては、年間提供日数というものについては、実際の宿泊の有無に限らず、当初の届け出で予約可能日とするべきであるといった御意見。それから、年間提供日数は連続した日とするべきである。こういった御意見が出ております。

他方、そうではなくて、募集日数や予約可能日ではなくて、実際の宿泊日数とするべきであるといった御意見が出ているところでございます。

規制改革会議からも御意見をいただいております。連続した日数というのは民泊を事実上困難とすることと同じことではないかということ。実績日数として考えるべきではないかという御指摘をいただいているところでございます。

次に、日数制限に係る地域の実情の反映ということでございます。これにつきましては制度設計を具体化するに当たって、規制の実効性を担保することができるように必要な措置をさらに検討すべきだ。それから、地域の実情に配慮することも必要であるといった観点をいただいております。

この関係につきましては、関係の団体あるいは自治体からさまざまな御意見が出ており

ます。関係団体からは地方の条例で180日以下で設定される年間提供日数の上限の範囲内で、年間提供日数をさらに制限できるようにすべきだという御意見。それから、条例で年間提供日数の上限をさらに制限するべきではないのだという御意見が出ているところで、ここも大きく関係者間で意見の開きがあるという状況でございます。

自治体の方からも地域の実情に応じた条例による運用を認める法制度、これはぜひ導入してほしいということでございます。また、自治体みずからも地域の実情に応じたそういった設定と、施設への調査とか指導、改善、業務停止といった条例などで規定の整備ができるように、自分たちもしっかり管理監督に対して関与をするような形で規定をしてほしいということでございます。

規制改革会議からは、地域の実情の反映について過度な規制とならないように、必要最小限度の規制とするべきである。こういった御意見が出ているところでございます。

非常に大きく年間の提供日数あるいは地域の実情の反映について大きな関係者間での意見の隔たりがあるという状況でございます。それぞれの意見を言っている団体と、今、丁寧に対話を重ねているところでございまして、規制改革会議並びに民泊サービスがシェアリングエコノミーという新しいタイプの制度であって、現状が非常に先行してしまっていて、さまざまな住民トラブルであるとか外部不経済も発生しているという状況で、まずはきちんとしたルールを早期に導入して、取り締まるべきところは取り締まるという仕組みを導入していきたいということで、関係団体にもこのルールをつくって、この新しいサービスを導入することができるように、関係団体あるいは地方公共団体の御意見も伺いながら調整を進めているという状況でございます。

通常国会への法案提出が間に合うように関係の省庁とも御相談をしながら、全力で調整に取り組んでいるという状況でございます。

御説明は以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問をよろしくお願いたします。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 いつも同じことを言っていて、おまえの繰り言は聞き飽きたよと議長からもお叱りを頂戴するだろうとは思いますが、一言申し上げておかなければいけないと思って申し上げます。

観光庁さんもいろいろな力のベクトルのある中の調整だから、本当に御苦心だろうと重々拝察いたします。その上で申し上げるのですが、この180日ルールといいますか、上限というものが規制改革会議の答申に盛り込まれた。規制改革会議の答申というのはよくも悪くも妥協の産物ですから、この答申の表現がどういう意味を持つのか、人によって読み方はさまざまであるのはやむを得ないことです。ですから私の考えたことが唯一正しいと申し上げるつもりはないのですが、ただ、今の資料でも御指摘をいただきましたように、180日というのは基本的には民泊というものを全国展開する上で、一低専のような住宅地

にも民泊を展開できるようにするためには、やはり住宅と呼べる範囲に営業をとどめるしかなさうというのが180日ルールの由来であって、また、多分私の考えではそれ以上の意味はなかったと思っています。

したがって、180日未満の適切な日と言いましても、180日を縮めることにそれほどいろいろな事情とか理由というものがあるとはなかなか想定しがたいものがございました。ただ、あるエリアを限っておよそ民泊ができないとしなければならない事情があるということはあるかもしれません。例えば既存不適格の塊であって、今すぐどうこうしろとは言えないが、お客さんを泊めるのは危ないといったようなエリアがあるかもしれません。そういうところはエリア全体で民泊はやめてくださいというような事情というのは、ひょっとするとあるかもしれません。ただ、それはエリア全体でゼロイチの世界になる話であって、日を縮めるといいとか悪いとかいうことではないと思います。

一方、外部不経済の問題があることは私も重々承知しております。それは衛生とかごみ出しとか騒音とかの問題なのですが、これは要するにちゃんとしたオーナーさんは年がら年中お客さんを泊めていてもちゃんとするし、180日を150日にしようが120日にしようが、だらしのない人はだらしがないのだから、やはり問題を起こしてしまうわけです。

だらしのないオーナーさんは営業を停止するなり登録を取り消すなりして個別撃破すべきものであって、どのようなオーナーさんにとっても180日とか150日とかすることによって解決できる問題ではございません。つまり何を申したいかということ、180日からさらに縮めるということは、だらしのないオーナーさんにとってはトラブルを防ぐ意味は大してないのに対して、きちんとしたオーナーさんからは営業の機会を失ってしまうという、非常に非効率な規制になってしまう可能性がございます。というわけで、180日を切り下げるそれほど理由は無いと私は理解しているということでございます。

さらには連続した日にしなければいけないとか、予約した日も算入するんだということでは、全く念頭になかったと言ってよろしいと思います。つまり実日数が日数なのであって、それ以外の考えは当時話し合ったときにはなかったように記憶しております。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

まとめて御意見をお伺いしたいと思います。森下委員、どうぞ。

○森下委員 安念先生がおっしゃるとおりで、民泊するほうも、泊まるほうも、そんな連続日で泊まるみたいな不便なところには泊まりたいという人はいらっしゃらないでしょうし、これはやはり泊まる側も便利な状況でなければいけない。以前から言っていましたように、観光庁のお仕事というのは、日本へのインバウンドの方に対するサービスであるということを考えれば、それは使いやすい制度にしてもらうのがベストだろうと思うのです。そういう意味では連続して何日みたいな規定ではなくて、実日数でやるべきでしょうし、180日、当然民泊を提供するほうも短ければ民泊の事業自体が成り立たないわけですから、180日の上限内では認めていただくというのは当たり前のことだろうと思います。

オリンピック・パラリンピックも控えていますし、早くやっていただくということも重要でしょうし、その後、2025年に大阪万博も予定されていますので、是非。最近になって大阪万博、1970年は民泊の最初だったのではないかという話になっていまして、当時は6,700万人が大阪に来ていたのです。今から思えばこんな人数入るはずがなかったので、民泊というのは生まれればすなりと機能するのではないか。そういう意味ではぜひインバウンド2025年6,000万人ということですから、そこを見据えてこまめに何年かに1回改正しなければいけないような小さな考え方ではなくて、2025年を見据えたような法律設計ということで、ぜひ最大限できる範囲内のことを観光庁にやっていただきたいと思います。

○大田議長 ほかいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 最初に安念先生が言われたことでほぼ尽きているとは思いますが、特に日数制限の地域の実情の反映のところについて若干補足をさせていただきますと、3ページの資料で規制改革会議の意見として、過度な規制とならないよう最小限と書かれていますが、これは過度でなければいいというよりは、そもそも日数制限に関して地域の実情を反映するということが何なのかということではないかと思えます。

地域の実情というのは具体的に住環境なのか、需給調整なのか、あるいはその他何らかの地域の要因ということなのか。仮に住環境であるとすれば、これも先ほど安念先生言われたとおりですが、日数制限の問題ではないのではないかと思います。

以上です。

○大田議長 ほかにいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 この民泊法案というのは新法で出されるわけですね。この新法の関係は今、御説明くださった観光庁の観光産業課長の西海様に御質問をすればよろしいのでしょうか。

では、まず新法の目的について御説明いただきたいと思います。その目的について御説明いただいた後、質問を続けたいと思います。

○大田議長 先ほどからの御意見についてのご回答は後でまとめて伺いますが、その前に今の林委員の御質問に関してお願いします。

○西海観光産業課長 法律の目的ですが、1つは増加する訪日外国人を初めとする国内外からの観光客の宿泊の需要に的確に対応すること。それから、現に実態が先行していろいろと問題が出ておりますので、生活環境の保全ということと、公衆衛生の必要最小限の向上というか、確保といったことが目的になります。

○林委員 今おっしゃられたのは観光庁の方ですね。この民泊新法の話というのは、総理の強いリーダーシップのもと民泊推進という目的があったのではないのでしょうか。今、お伺いすると規制がメインの新法のように思われますが、そこはいかがなのでしょう。

○西海観光産業課長 今、一番最初に申し上げましたように、観光需要に的確に対応することが第一ですので、基本的には推進と、推進した場合に現に実態を踏まえると一定の行為規制をかける必要がありますので、法律でそれを書く以上は、法律の目的になぜ規制するかという目的をかかなければいけませんので、その目的が例えば生活環境の保全である

とか公衆衛生の向上ということになる。そういうことでございます。

○林委員 わかりました。そうすると民泊推進という目的がまずあり、それをやる上で弊害となるような必要のある規制を設けると理解してよろしいのでしょうか。

○西海観光産業課長 法律はそういう目的もそういう順番で書いてあります。

○林委員 わかりました。

先ほどの御説明の中で関係団体と全力で調整してくださっているとありましたが、どのような調整をなさっているのでしょうか。

○蝦名観光庁次長 関係団体とは何度も話し合いをしております。具体的に彼らの考え方、どういう懸念を持っているのかといったことだとか、当方の考え方、民泊を導入することの必要性といったことについて、御理解をいただくように説明をしているところでございます。

○林委員 その調整が国民には全く見えていないのです。民泊推進という新法の目的があって、さまざまな弊害要素も考慮しつつ新法を出されるに当たり、その最後の詰めのところの議論が全く見えないまま国会に出されるのかという点について、この会議としては非常に危惧を持っているために本日もこうやってお越しいただいているわけなのですが、先ほど来、ほかの委員からもあったように、原則として民泊推進という新法の目的が骨抜きになるような条例による例外措置が講じられてはならないわけですし、そこの点のピンどめといいますか、骨抜きにならないための対策については、観光庁としてはどのように今、計画されているのでしょうか。

○蝦名観光庁次長 今、複数の委員の方から180日の考え方について御指摘をいただきました。御指摘を踏まえて私どももシェアリングエコノミーの新しいサービスというものを導入して、その宿泊の多様性を確保していくことが大変重要だと認識しております。現に都市部においてはホテル、旅館がとれなくて困っていらっしゃるという方もいらっしゃるということでございますので、特に東京のオリンピック・パラリンピックに向けては、さまざまなそういった宿泊の設備というものを準備していく必要があると思っております。

したがって、今回の法律は外部不経済をコントロールしながらも、民泊のサービスが全国で提供できるような仕組みをつくっていくということで、関係者と調整をしているところでございます。

そのような考え方に基づいておりますので、もちろん地域の実情を反映という声もありますから、そういったことについて少し配慮をしなければいけないとは思いますが、原則条例による制限というのは、必要最小限度になるような形で考えていく必要があると思っております。もちろん地域には条例の制定権といったものもありますので、それが全然だめだと言うことはできないとは思いますが、法律の目的は、今申し上げましたように、需要に対応するという事、それから、生活環境などの保全が目的でございますから、その目的を逸脱しないような形で仕組みをつくっていきたいと思っております。

○大田議長 林委員の御質問にあった骨抜きにならない対策というのは、何かお考えです

か。

○蝦名観光庁次長 骨抜きにならないというのは、できるだけイチゼロにするようなことがないような仕組みを考えていかなければいけないと思っております。したがって、生活環境を保全するというところで、その地域によっては環境を保全したいというところがあると思えますけれども、そのような場合でもなるべく全面禁止ということにならないようなことを考えていかなければいけないと思っております。具体的な手法につきましては、今はまだ検討を進めているという段階でございます。

○林委員 そうなると例外として特別な事情を考慮する際には、それは条例を設ける地方自治体のほうに説明責任があるわけです。特別な例外を設けるわけですから。そうしますと、今の例えば住環境の維持という点は先ほど安念委員からも御説明があったとおり、少なくとも日数制限とは因果関係のない事情になるのではないのでしょうか。

○西海観光産業課長 例えば生活環境の保護というものは端的には騒音とか音になりますが、ほかの類例で申し上げますと、航空機騒音というものがあります。これは回数とエネルギー量で出すのですが、これは別に航空機騒音が大きいからといってゼロにしろと飛行機にするのではなくて、規制の仕方としては一定の飛行回数を減らすとか、夜間の時間の発着回数を減らすとか、そういったことでやっています。

同じように例えばご指摘の住環境でも、安念先生のおっしゃるようにいきなりゼロにしてしまうのか。ゼロではなくて一定の許容範囲の日数であれば、例えばホームステイ型ではいいとか、家主がいない空き家でもいいといった道もあってもいいと思います。そこはもともと先ほど次長から申し上げたように条例の一定の制定権があるので、法律の目的に逸脱しないこと、法律の目的が生活環境の保護ですので、それは過度に規定しないということで、必ずしもゼロにはしない形での制限の仕方も御用意したほうがいいのではないかという趣旨でございます。

○林委員 衛生とかごみ出しとか騒音は、許容限度を超えたらそれで一発というのは厳しいかもしれませんが、何日以内だったらいいと許されるものではないのではないですか。

○西海観光産業課長 申し上げたのは航空機騒音など音につきましては、ゼロか百かではなくて、むしろ何日とか回数などによって大体数字であらわすのですけれども、そこは一定の抑制をかけることができるのではないかと。むしろ先生方からいただいている民泊推進という観点も考えますと、いきなりエリアの設定でゼロとするよりは、一定の抑制をかけながら徐々に問題がなければ、広げていくことも可能になります。安念先生がおっしゃったゼロというやり方は、エリアを設定して条例をつくってしまったらほぼパーマネントになってしまうので、そのような方法を選択されるよりは、むしろこういったやや安全運作的に導入して、今後問題がなければ広げるという道も用意しておいたらよろしいのではないかと趣旨でございます。

○林委員 今、航空騒音の場合と比較するのは違うのではないかと思います。航空機の運

航というより公共的なサービスの問題とのバランスで今、日数制限がされているわけで、今回、民泊の個々の運営者が衛生やごみ出しや騒音といったルールを守るかどうかという、その規制のツールとして日数制限というあり方が合理的なものなのかどうかという観点で申し上げているので、例としては不適切ではないでしょうか。

○西海観光産業課長 航空機騒音という言葉に気がされましたが、航空機騒音というのは音ではなくて、音というのは瞬間的に出るものと、公害とかで感じる場合の時間とか回数などによってあらわせるものと両方あるのですけれども、申し上げたのは後者の趣旨です。

○大田議長 では飯田委員。

○飯田委員 現在のところ調整の相手が関連団体、関係団体が中心ですので、需給調整の観点から日数についての注文であったり折衝が多いかと思うのですが、これは実際に法として施行された後は、各地区で文句が出るのはむしろエリア除外のほうが要望しては多くなると思います。つまり地域住民が、そして騒音が、ごみがではなくて、何か嫌だという理由でこのエリアを除外してくれというケースが最も多くなると予想されるのですけれども、こういった場合にそういった条例でエリアを除外するときという、要望としては一番多くなると思うのですが、それに対して対抗する方法というのは何か考えられていますでしょうか。

例えばつまり民泊の営業権が優先されるのであれば、なかなかエリアを除外することは難しくなるわけなのですけれども、自治体レベルで言うと恐らく住民の要望は圧倒的に民泊はやめてくださいということになるかと思うのですが、実際にそのエリアで半分以上の家が民泊を営むというエリアは恐らく存在しませんので、多数決になると確実に民泊は反対だという勢力のほうが多くなると思うのです。そういうときにそういったエリアごと除外してくださいという地域が、例えば町の半分以上がエリアごと除外してくださいになってしまったら非常に大きな問題になるわけなので、そういったものを防ぐための試みとか工夫というものがあり得るのであれば教えていただきたいと思います。

○西海観光産業課長 既存の仕組みや今の御主張も踏まえながら、制度設計をしていきたいと思います。参考になる仕組みといたしましては今おっしゃったエリア除外の仕組みの中では、例えば公聴会的なものを開けば、当然禁止したい人もいるし推進したい人もいるので、ある程度バランスのとれた考え方を踏まえた上で最終的に条例等で判断されることとなります。

ですからそういったことも参考にしていきたいと思えますし、先ほど次長から申し上げましたように、その中でも法律の目的の趣旨を逸脱とか違反するものはできないとなりますと、民泊新法というのは推進しながら副作用を抑えるというものであります。明らかに推進に対して逆ベクトルに行くものについては、当然そういった公聴会的な場で議論されてしかるべきだと思いますので、そういったことである程度バランスのとれた過度な規制とならないような形は、既存の制度を参考に今後検討してまいりたいと思います。

○大田議長 それでは、原委員。

○原委員 先ほど林委員がおっしゃられた御質問の続きになりますが、先ほど来、騒音、航空機についての例を言われていて、これは私も全く違うのではないかと思いますけれども、仮に民泊について住環境の維持という観点から180日だったら困るけれども、100日だったらオーケーですという声が本当に住民から合理的に上がると思われているのかどうか。到底想定されないのではないかと思います。

その上で御質問をしたいのは、地域の実情といったときに地域というのは何なのか。どのエリアを想定されているのかどうか。例えば超高級住宅地のようなエリアに限って何らかの制限をすることを想定されているのか、あるいは東京都は180日けれども、神奈川県は150日とか、そういう地域を想定されているのか。これを教えていただけますか。

○大田議長 お願いします。

○蝦名観光庁次長 基本的に条例を制定される範囲、都道府県なりの御判断にはなると思いますが、想定としてはなるべく限定された範囲で考えられるということだと思います。

○原委員 そこを自治体の御判断で条例にお任せしますということではなくて、法律でルールを定められるわけですから、どういう考え方で、地域がどういうエリアについての地域の実情を反映するのかということをもっと明確にしないと、これは議論にならないと思うのです。

○蝦名観光庁次長 そうしたなるべく限定的になるような考え方というのを示していくと、いいですか、そういうことになるだろうと思います。

○大田議長 それは県の条例であっても、県の中の例えば寺社仏閣が集中している地域とか、そういうようなイメージですか。限定というのは。

○蝦名観光庁次長 そこまで個別に列挙できるかどうかは、これからいろいろ勉強してみないといけないと思いますけれども、都道府県のそれぞれの県の民泊を導入して、どういうふうに観光を盛り上げていきたいかという戦略みたいなものもあると思いますので、一概にがちがちと全部限定列挙するというよりは、そのような考え方を示すガイドラインや解説というのか、法律をつくりますと大体そういった考え方とか解説みたいなものをつくるようなことになると思います。その説明をしていくということではないかと思います。

○大田議長 そのガイドラインは観光庁がおつくりになるのですね。

○蝦名観光庁次長 ガイドラインをつくるというところまで行けるかどうか。法律ができると大体法律の趣旨の説明会みたいなことをやっていきますので、そういう中で自治体の方々に御理解いただくということだと思います。

○大田議長 では金丸議長代理、お願いします。

○金丸議長代理 要するに今回の事案というのは、いわゆる新しいビジネスモデルというのか、イノベーションの社会実装を我が国としてどうするかということだと思います。宿泊日数の上限が180日になっているわけですが、この180日の意味合いは365で割ると過半をちょっと切るぐらいで49.34%ぐらいになっているのです。そうすると既存の業

界の方々と今、いろいろな調整をなさる御苦勞は理解するものの、そうすると新しいビジネスモデルとか新しいイノベーションを掲げて新規参入なさる方とのイコールフットイングからすると、既に新規参入者の方には半分をMAX。稼働率49.3%というのを敷いているわけです。既存の業界の方々の中で例えばシティーホテルとかビジネスホテルとかリゾートホテルとか旅館と考えたときに、稼働率が50%を切っている業態はありますか。それが私の質問の1つです。それから、50%稼働率を切っている都道府県は、47都道府県のうち何県ありますか。そこを答えていただけますか。その上で、イコールフットイングをどう考えるのかというのが最後に聞きたい質問です。

○大田議長　お願いします。

○西海観光産業課長　まず全国平均でお答え申し上げます。

まず稼働率が50%を切っている既存の業界としては、旅館業が昨年の数字になりますけれども、約4割弱ぐらいです。ただし、地域的に大分ばらつきがありまして、東京だと6割ぐらい、大阪がたしか5割ぐらいの稼働率だったと思います。

リゾートホテルもまた地域によって大分差がございまして、人気があるリゾートホテルだとかなり高くなります。大阪とか沖縄とか高くなりますが、一方で最近廃れているリゾート地だと50%を切るということでございまして。詳細はまた後日お答えさせていただきますが、傾向として三大都市圏以外あるいは五大都市圏以外は、比較的高くないのではないかとと言えるかと思えます。

○金丸議長代理　追加の質問で、そうすると冒頭、今回の法案の新法の目的について、いわゆる外国人旅行者の話が出ましたけれども、外国人旅行者のうち、稼働率が過半を切っている4割程度の旅館に泊まる外国人の旅行客は何%ぐらいいらっしゃいますか。

○西海観光産業課長　本日は正確な数字を持ち合わせていないので、また後日お答えさせていただきますけれども、高くはないということだけ申し上げます。

○金丸議長代理　観光白書でしたっけ。それだと多分数%で7%前後ではなかったかと思うのです。そうすると今話を総合すると、現に新規参入者によって脅かされているのではなくて、自分のビジネスモデルと顧客に提供するサービスによって現在の稼働率というものがあるわけですから、それが今、真の競争ですね。フェアな既存業界同士が競争なさっておられる結果だと。そこに新規参入者があらわれるときになって、その人になぜ49.3%、ひょっとすると地域によっては49.3%以下の稼働率を強いるのかということの合理的な説明は私はないと思うのです。ですからそういうことを踏まえた上でぜひ調整をお続けいただきたいと思えます。

○西海観光産業課長　先ほど次長から申し上げましたように、基本的に需給調整としてそういった条例を認めるという趣旨ではなくて、例えば学校の近くで夜遅くまで人にうろろうしてほしくないとか、生活環境については、私どもが知らない個々の事情があると思いますので、そういったことを法律の目的に逸脱しない範囲で、条例としたときの一定の趣旨でございまして、そこは需給調整はないということは本日申し上げておこうと思いま

す。

○大田議長 今、金丸議長代理から新しいビジネスモデルという話がありましたけれども、民泊サービスの特徴は前の公式会議でも出たように、ICTを使って泊めたい人と泊まりたい人をマッチングさせる。宿泊を提供する側と宿泊客の双方がプラットフォームで双方を評価し合うということで、ICT活用でさまざまなトラブルの解消を目指すものです。今の議論の中でITの専門家、つまりITという観点から議論をする方は入っているのでしょうか。

○西海観光産業課長 委員会の中には入っておりません。一方、この制度設計をするに当たって、何度も検討会でヒアリングとか意見を出していただいています。具体的には、海外のAirbnbを初めとするプラットフォームの方々に意見を出していただいたり、有識者の検討会以外では個別に御意見を伺っていますし、国内でも今後参入したいということがございますので、国内のプラットフォーマーの方々からも御意見を有識者会議に出してございますし、あわせて個別にも御意見を伺っているところではございます。

○大田議長 外部不経済のいろいろな面は、ICTを使って解決していくというのが1つの民泊のモデルですので、そういう点をぜひ念頭に置いて規制は最小限にすべきだと思います。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 おっしゃるとおりだと思っていて、こういう運用の中でカバーしていくという新しいビジネスの取り組みというのは大事なのではないかと考えていて、そのICTの評価も泊まった方の評価だけではなくて、例えばコミュニティーの評価というのも大事だと思うのです。

何でこんな話をしているかという、きのうあるホテルを運用しているところの社長さんとお話をしたときに、いかにそのコミュニティーにマッチして、コミュニティーの1つのいい景色になるか。それが結局、最終的には顧客の満足度に大きくかかわってくるんだよという話で、いい話を聞いたなと思って、それをふと思い出したのですけれども、でもそういうものはやはりこういう新しいアマチュアの方は、いきなりビジネスはおわかりにならないではないですか。もし私が民泊に泊まりたい、泊まったとしたら感じたいのはビバリーヒルズって最高よねとか、泊まって隣の人ってすごい人がいたなとか、ホテルとは違った発見ですよ。そういうものはコミュニティーに受け入れられていないと、出てきた途端に嫌な過去をされたりとか、かわいそうではないですか。

だから今、思ったのは住民の周りのコミュニティーの評価というのも足してあげたり、何しろ大事なものは、こういう新しい取り組みを運用でカバーしてあげてあげる仕組みをもっと話したほうが我々もいいのかなと。例えば住民も交えて公聴会みたいなことなのか、トレーニングの仕組みなのか、いろいろあると思うのですけれども、少しみんながWin-Winしてお金が落ちて、みんながハッピーになるような、泊まる人が特にですよ。そのような仕組みの運用の話というのは、もう少し議論があってもいいのかなと思います。

○大田議長 では飯田委員。

○飯田委員 少し最後に1つだけ違う視点でのお話なのですが、先ほど吉田委員からアマチュアの方がやるという、まさにこの危険性というのは非常に重大でして、こういった場合に恐らく一部の個人の方は、何々人は嫌、何々教徒は嫌、肌の色が何色の人は嫌というのが始まると思うのですが、こういった差別的な取り扱いみたいなものについてある程度考慮した規制、つまりそういった差別を禁止する、防ぐ、差別と受けとめられかねない選別を防ぐような仕組みを少し考えておかないといけないのかなと感じました。

○大田議長 では長谷川委員。

○長谷川委員 私は短くしますけれども、今、需給調整は目的としないということを明言されたので、ぜひ何らかの形で騒音とかごみ出しの理由を隠れみのにした需給調整にはならないように何らか明文化していただきたい。これが注文でございます。

○大田議長 あと私のほうから3点御質問があります。

1つは条例が制定された場合に民泊の所管省庁はこれを集約して公表して、国民からわかるようにしていただけるのかどうかというのが1点です。

それから、所管行政庁はどうなるのでしょうか。住宅提供者の届け出、民泊施設管理者の登録、仲介事業者の登録、それぞれの届け出登録先となる所管行政庁はどうなるのか。推進の観点から言うと利用者に支障がないようにしていただきたいと思いますが、どうなるのかというのが2点目です。

それから、この民泊法案の施行日はどうなるのでしょうか。先ほども出ていましたように、オリパラに向けて早急に施行をする必要があると思いますが、これはどうなるのでしょうか。

○蝦名観光庁次長 そういう情報は今回の関係で家主居住とか家主不在といった形、それぞれ届け出いただく。あるいは管理者を登録していただく。仲介業者にも登録をしていただくということですので、そういった先ほど全部ネットで一体的に管理できるような仕組みにしたいと思っております。そういう意味で、そういうものが集約された段階で、その情報というのはしっかり提供して管理していかなければいけないと思います。

所管につきましてははまだ検討中の状況ではございますけれども、家主の住宅提供の届け出に関して都道府県を念頭に置いております。そのほかの管理者あるいは仲介業者のところは国交省と厚労省、この辺の関係を考えているところでございます。まだ最終的な調整を進めているという状況でございます。

施行日は、できるだけ速やかに進めていかなければいけないと思っておりますが、さまざまな制度設計をした上、それから、システムの設計をするといったことの準備も必要でございますし、都道府県も含めていろいろなところで御準備をお願いすることもありますので、一定程度の期間はかかると思っておりますが、できるだけ早くやりたいと思っております。

○大田議長 いろいろな御意見が出ましたので取りまとめたいと思います。

民泊新法というのは民泊を推進するための法案ですので、この点からきょう御意見が出

ました少なくとも次の点は、新法として実現するように規制改革推進会議として要請いたします。

まず第1、180日を上限日数とするということです。民泊というのは住宅を活用した宿泊サービスですけれども、住居専用地域でも提供されるために、常識的に住宅と言える範囲にとどめるという理由で規制改革会議はこの日数をぎりぎりの選択で設定しております。したがって、これを条例で自由に縮めるとか、あるいは実際に宿泊した日数ではなくて予約可能日とする。あるいは連続した日とするということは、私どもとしては認められません。

2番目、地域の実情の反映というのは最小限として、実情の内容と根拠を明確にすべきである。地域の条例によって、民泊を推進するという新法の目的が骨抜きにならないようにすべきです。具体的にはまず第1として、180日を原則ルールとして特別の事情がある場合にのみ例外として異なる日数の設定を認めることとする。

第2、条例で制限する場合、地域の実情とは何か明示されるべきです。住環境の維持という住民の要望を踏まえたものであるのか、あるいはそれ以外の理由であるのか、法目的との関係における制限の根拠を明示すべきです。

第3、将来、民泊に関する条例が制定された場合、民間の所管省庁はこれをわかりやすい形で集約し、公表すべきです。

3番目、ICTの活用を前提とし、規制は必要最小限にしていきたい。先ほど申し上げましたように民泊サービスの最大の特徴は、ICTの活用による宿泊ニーズのマッチングと総合的な利便性にあります。民泊を提供する側と宿泊客の双方がプラットフォーム上で評価し合うということで、民泊に伴う問題点の解決を図ることが民泊の特質です。また、双方の状況の変化に対してリアルタイムの情報交換が可能で、変化対応や利便性にすぐれています。本人確認もその他のSNSとの併用で可能です。したがって、ICT活用を前提にして規制は必要最小限にとどめるべきです。

以上、3点を規制改革会議として要請いたします。来年度予算案では観光予算は倍以上に増額されますし、民泊推進のための予算も確保するとされております。国の政策として民泊を推進しようとしているときに、新法をつくりながら実質的に民泊が阻害されることにならないように、くれぐれもよろしくお願いいたします。

以上の私どもの要請に対して何かございましたらお願いいたします。

○蝦名観光庁次長 御指摘を踏まえてしっかり検討していきたいと思えます。

○大田議長 きょうの御意見をまとめましたが、よろしいでしょうか。

○務台大臣政務官 民泊、意欲的な制度でぜひ入れるべきだとももちろん思います。一方でいろいろな周辺住民の皆様からの苦情もあると思うのです。周辺の住民の皆様にしかりと安心してこの仕組みに理解を得るために、何かトラブルがあったときにしっかりと窓口があって、速やかに解決できるという枠組みをつくと相当安心すると思うので、そういうこともぜひ法案の中に条文を入れてもらいたいと思えます。

○大田議長 この点、何かございますか。

○西海観光産業課長 まず責務として苦情へのきちんとした対応というものを課していませんし、それを実行するための相談窓口等につきましては、まだ確定していませんけれども、今回予算要求もしておりますので、政務官の御指摘にきちんとは対応したいと思っております。

○大田議長 原委員、どうぞ。

○原委員 一言だけ。議長のまとめていただいたとおりで思っているのですが、地域で日数制限をする特別な事情があるのかどうか。少なくともきょうの説明では私は理解できませんでした。

○大田議長 ここは私どもも納得する説明をお願いしたいと思います。

きょうはお忙しいところ検討状況を御説明いただきまして、ありがとうございます。今後の検討状況につきましては、本会議として引き続きフォローアップしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(観光庁、厚生労働省 退室)

○大田議長 それでは、議題2の規制改革ホットラインについて、事務局より資料2-1、2-2の御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 まず資料2-1「規制改革ホットラインの運用状況について」でございます。

受付件数240件のうち、12月15日現在で検討要請を行っておりますのが総計として227件。そのうち前の会議での御報告以降、新たに検討要請を行ったものが87件ということでございます。分類は2ポツの表にありますとおりでございます。2ページ以下、その具体的な事項名を記載してございます。

それから、所管省庁からの回答状況でございますけれども、その検討要請を行ったもののうち、12月15日現在で回答が届いておるものが77件ということで、ワーキング・グループごとの分類、それから、回答の措置分類は表のとおりでございます。

2ページ以降に、先ほど申し上げた新たに検討要請を行った提案事項を並べてございます。ワーキング・グループごとに並べてございます。これにつきまして前回の会議におきまして、今回もそうでございますけれども、投資ワーキングの件数が多いということでアンバランスという御意見もございまして、その点を若干御説明をさせていただければと思っておりますけれども、前回の御意見を踏まえまして、例えば外国人材の関係は人材ワーキングではないかという御意見もいただきましたので、今回、外国人材の関係を人材ワーキング・グループに6件掲げてございますけれども、従来の分類であります投資ワーキングに分類しておりましたものを、今回、人材ワーキングに分類をさせていただいております。

その他、医療ワーキングの関係でございまして毒物、劇物の関係など投資ワーキングから医療ワーキングに分類させていただいております。

その上でまだ現段階で分類を見直した後でも投資ワーキングの関係、分類の件数は多いわけでございますけれども、このワーキング・グループの構成が人材、農業、医療、投資ということで、要望自体はかなり広い分野の要望があるわけでございますので、そのワーキングの構成上、どうしても投資ワーキングに割り振られる件数が多いことはどうか御容赦をいただきたいと思っております。

一方、この検討要請事項自体を全てワーキング・グループで取り扱うということではございませんで、これまで御説明いたしておりますとおり、この後も御説明しますが、ホットライン対策チームでそれぞれの検討要請事項を省庁から回答があったものにつきまして、その回答も踏まえまして今後の取り扱いを精査いただきまして、その上でその取り扱いを決める。すなわちワーキング・グループで取り上げるのか、規制シートを作成いただくのか、事務局のほうで確認をするのかということ御審議をいただきまして、今後の取り扱い上さらに確認をする、精査をする、検討することになったものについて、ワーキング・グループあるいは事務局のほうでさらに確認を、それから、審議をすることになっておりますので、その点も御理解を賜ればと思っております。

資料2-1は以上でございます。

資料2-2が各ワーキング・グループ等でさらに精査、検討を要する提案事項ということで、前回の御報告事項以降、平成28年11月1日から11月30日までに回答を得た提案事項につきまして、ホットライン対策チームにおいて内容審査を行っていただきまして、その結果としてさらに精査検討を要すると認めたものをこちらに掲げてございます。

医療・介護・保育ワーキング・グループの関係で介護報酬の算定加算の1件。投資等ワーキング・グループの関係で、こちらに掲げてございます7件。本会議関係でタクシーと民泊の関係の2件に印をつけてございます。

1件、投資ワーキングの関係で登記情報提供サービスの常時利用というものにつきましては○ということで、規制シートの作成対象としておりまして、御了解いただければ所管省庁に規制シート作成の依頼をすることで考えておりますし、それ以外の事項につきましても、要望内容と回答内容に若干そごがあるのではないかとといった観点で御意見もありませんものを含めまして、こちらの幾つかの事項について△をつけさせていただいて、事務局で要望者なり所管省庁に關係の確認を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○大田議長 御意見、御質問ございますでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 配分については御配慮をいただいて大変ありがとうございました。

資料2-2で個別の項目についてまだきちんと精査はしておりませんが、確認といひますか御質問は、こういったホットラインでの提案を受けて、さらに課題を抽出していくことでよろしいのかどうか。

例えば今1つ○をつけていただいております非常災害時の登記情報提供サービスの常時利用。ぱっと見る限りこんなの当然やったらいいではないですかということではないかと

と思いますが、恐らくこの問題は見ているに、特定の法人にこういった情報提供サービスをずっとやらせ続けていること自体がいいのかどうかとか、あるいはオープンデータということをや国や自治体で進めている中で、こういった情報をもっと幅広く、本来出しておくべきなのではないかとか、そういった問題が恐らくあるのだらうと思いますが、個別の事項そのものではなく、もう少し広げて取り扱っていいのかなと思いました。

○刀禰次長 今、原委員からございましたけれども、ホットラインの提案はあくまで我々の受け付けの端緒でございますので、それを受けとめて、どのように取り扱っていくか。特にワーキングで取り扱う価値があると御判断いただいたものについては、幅広く取り扱っていったらよろしいかと思えます。

○大田議長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題3に移ります。公開ディスカッションの実施について、御担当である長谷川委員より御発言をお願いいたします。

○長谷川委員 公開ディスカッションにつきましては、前身の規制改革会議でも私が担当させていただきましたけれども、引き続きこの規制改革推進会議においても私が担当させていただきます。

肝心のテーマについてですが、これまで各ワーキング・グループの座長あるいは委員の方々、皆さんの方々におかれましても、事務局から御提案があるかどうかお伺いさせていただきました。その結果、医療・介護・保育ワーキング・グループの林座長から、「介護サービスの提供と利用の在り方について」を候補に挙げていただきました。介護については言うまでもなく、世間の関心がとても高いテーマであると思ひまして、公開ディスカッションのテーマに適切ではないかと考えている次第でございます。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐脇参事官 お手元の資料3、1枚紙をごらんいただけますでしょうか。「公開ディスカッションの実施について（案）」でございます。

開催時期、平成29年2月21日の午後。

開催場所は、中央合同庁舎第8号館の講堂を予定してございます。

テーマでございますが、「介護サービスの提供と利用の在り方について」ということで、そこに書いてございますように重要な課題ということから、公開ディスカッションでは要介護者とその家族が必要に応じた多様なサービスを選択できるように、現下の介護サービスに係るさまざまな課題を幅広く関係者から聴取し、対応策について議論するという事になってございます。

ちなみに前会議体でございます規制改革会議におきましても、25年秋以降、都合6回にわたりましてこのような機会を開いてございます。毎回2時間半から3時間程度の時間を持ちまして、それぞれ1つのテーマを中心に一般から傍聴者、多いときですと70名弱の方々をお招きいたしまして、フロアからのコメントもとりながら、さらにインターネット同時中継サービスを利用し、コメントなどを議論に活用する形でディスカッションを行って

るという運用をしていることを御紹介いたします。

以上です。

○大田議長 林座長から何か補足はございますでしょうか。

○林委員 ちょうど新聞でも砂上の安心網とか、本当に意欲的な調査報道が始まっており、関心も高いところだと思います。特に要介護度の低い認知症の問題なども、我々にとっては一旦それが身近で起これば生活が一変するような大問題であり、国民にとっては将来の安心に向けて非常に重要なテーマだと思っています。

ただ、担い手や国のほうもその提供について大変な努力をしているわけなのですが、それについてユーザー側の個々の生の声が反映する場をなかなかつくることができません。できましたらこの公開ディスカッションにおいては、そういった生の声が伝わり、そして、それぞれの担い手とユーザーのコミュニケーションができ、制度の改善につながるように、現場や個人ではどうにもならないような制度の問題を一步でも前進させるような議論にできればなどワーキングチーム一同、頑張りますので、よろしく願いいたします。

○大田議長 なるべく生のユーザーの声、現場の声が拾えるような運営の仕方を、医療介護保育ワーキングと長谷川委員とで御検討いただければと思います。よろしく願いします。

公開ディスカッションのテーマに関して、ほかの方から何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、原案のとおり公開ディスカッションは2月21日の午後、「介護サービスの提供と利用の在り方について」というテーマで、合同庁舎8号館の講堂で開催することといたします。詳細はまた決定し次第、御連絡いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。事務局から何かございますか。

○佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

○大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。